

民法改正に関する意見書(案)の提出について

別紙、民法改正に関する意見書(案)を関係方面に提出されたく、宝塚市議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

平成10年6月23日

宝塚市議会議長 松崎哲育 殿

(発議者)

宝塚市議会議員 田上多加夫

同 川口 悟

同 草野 義雄

同 中辻 浄

同 近石 武夫

同 松岡 幸右

[別紙]

民法改正に関する意見書(案)

「民法の一部を改正する法律案要綱」は平成8年の法制審議会の答申以降、先の第140国会では廃案となった。しかし、現行法は「婚外子差別」が明記され、夫婦の同姓を強制するなど基本的人権を尊重する憲法に反するものとなっており、また、日本が批准している女子差別撤廃条約や子どもの権利条約を無視するものである。

よって、政府におかれては、家族構成や生活スタイルも多様化し、女性の社会活動が進展するなかで、一人ひとりの平等と自由を保障するためにも、下記の点について、法改正を行うよう、強く要望する。

記

- 1 夫婦の氏について、選択的夫婦別姓を導入すること。同氏、別氏の転換は希望する本人の自由選択にすること。
- 2 子の氏は、出生時に父母の協議で決め、子が一定年齢に達した時点で、本人の選択による変更を認めること。子の氏の決定を婚姻の要件にしないこと。
- 3 婚外子に対する差別の解消を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年6月23日

(提出先)

内閣総理大臣
法務大臣 あて

宝塚市議会議長 松崎哲育